

中小企業経営強化税制について

1. 中小企業経営強化税制の概要

平成 29 年度税制改正により、平成 29 年 3 月 31 日に廃止になる生産性向上設備投資促進税制に代わり、中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制が創設され、平成 29 年 3 月 31 日以降も中小企業者等を対象に即時償却が可能となります。

(1) 目的

中小企業者等（設備設置者、設備ユーザー）が事業の経営力向上及び生産性向上を図るために設備投資を行う場合は、当該事業者に対し、減税措置を行う。

(2) 期間及び減税措置

期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

減税措置：設備投資額に対して即時償却または税額控除 7～10%の選択制

2. 内発協の対応

(1) 生産性向上証明団体

一般社団法人日本内燃力発電設備協会（以下、「内発協」という。）は、「生産性向上設備」である「電気事業用設備」の「内燃力またはガスタービン発電設備」（減価償却資産の種類：建物付属設備）について生産性向上の証明発行団体として経済産業省に登録している。

(2) 生産性向上の判断指標

内発協の生産性向上の判断指標は「発電設備のエネルギー効率について新モデルが旧モデルに対して発電効率が年平均 1%以上向上していること。」とする。ただし、新モデルが発売開始から 14 年以内であることが条件である。

(3) 内発協が生産性向上の証明を行う対象設備

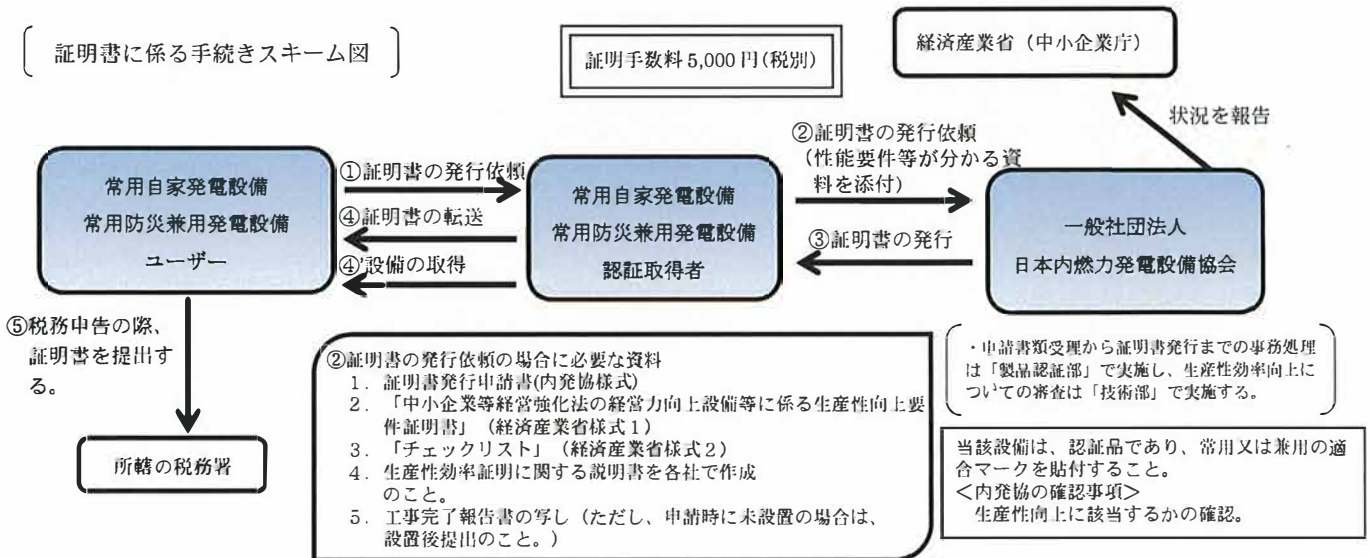
最低取得価格 60 万円以上の常用及び非常用防災兼用発電設備認証品とする。

これらの認証品について生産性向上における発電効率向上の証明の依頼があった場合は「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」（以下、「証明書」という。）を発行する。

なお、内発協認証品以外のコージェネレーションパッケージについての生産性向上の証明は「（一財）コージェネレーション高度利用センター」が実施する予定である。

(4) 証明書発行申請

中小企業者等が投資対象設備の認証取得者経由で内発協に、証明書発行の依頼があった場合、当該認証取得者は、証明書発行申請書に所定の必要資料を添付して証明手数料（内発協の定めた金額 5,000 円〔税別〕）を納付し申請する。



関係省庁：経済産業省中小企業庁 事業環境部 財務課
TEL:03-3501-5803
参考HP：経営強化法による支援
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

連絡先：一般社団法人日本内燃力発電設備協会
製品認証部 河野
TEL:03-5439-4391 FAX:03-5439-4393
E-mail: kawano@nega.or.jp